

琉球大学学術リポジトリ

地位協定・SOFAの適用（STG-陸上施設・区域）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 請求権問題, 高等弁務官布令19号及び20号, 基地返還リスト, P-3哨戒機, 対米請求権の内容 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43405

復帰を以て事務及理計画

沖繩復帰までの向の事務処理計画

昭和46.7.90

事項	処理事務	昭和46年						昭和47年		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設管理 (含運調)	1. 施設及び区域の決定									
	ア. 直轄水道電線について関係機関との調整									
	イ. 対米調整及び現地照合									
	ウ. 調査図面の作成									
	エ. 防衛庁運輸支隊の使用が用地等について関係機関との調整									
	オ. 対米調整及び現地照合									
	カ. 調査図面の作成									
	キ. 路家権関係について関係機関との調整									
	ク. 対米調整及び現地照合									
	ケ. 調査図面の作成									
復旧作業	コ. 復帰前に一部区域の用地の現地確認									
	ク. 合同協議会の合意 合議決定のための準備									
	2. 使用条件の決定									
	ア. 米軍の使用実態調査									
	イ. 地元の意向聴取									
復旧場 器行場等	ウ. 米軍との調整 (外見等)									
	3. 国有財産の使用承認									
	ア. 国有財産の調査									
	イ. 関係機関との調整及び使用承認の準備									
	4. 財産復旧費の準備									
5. 揚水施設の境界確認のための日米共同調査										

水産資源の調査と水産物の生産

事項	処理事務	昭和46年						昭和47年		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	6. 使用許可のための準備 (I-40)									
	7. 実態調査									
	イ. 対米調整									
	ロ. 調査区域の作成及び使用許可準備									
舞鶴	7. 米軍による一時使用許可地(いわゆる黙認耕作地)の侵害物件等の実態調査									
	8. 米軍資産と格等調査 (307019/21)									
	9. 電波障害									
水域 (含連調)	1. 水域の範囲使用条件等について米軍の使用状況の調査及び米軍との折衝(外海)等									
	2. 合同委員会の合意内容等に関する資料整備									
	3. 関係諸邦琉球政府等に対する協力依頼									
	4. 漁業の操業制限及び漁業権行使制限									
	ア. 琉球政府に対する説明									
	イ. 漁連に対する説明及び協力依頼									
	ロ. 関係市町村に対する説明及び了解取付									
	ハ. 各漁業組合に対する説明及び了解取付									
	ニ. 漁業権利益に対する説明及び同意取付									
	5. 各組合について業態別階層別の操業範囲経営費漁獲量操業実績等の調査									
	6. 漁業組合漁業権利益等に対する補償									

土地の借入の調査と貸付

事項	処理事務	昭和46年					昭和47年			
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	関係要保存資料及び神像要領等の説明指導									
	7 神像兄入寮の算定 原簿補修									
借料	1 施設別 市町村別 市有者別に地番地目数量等の調査及び整理									
	2 売買実例、賃借実例、農林業収益附近の補償状況等評価資料(各種実例)の収集									
	3 琉球政府 市町村 地主連合会等に対する協力要請									
	4 土地所有者に対する借料算定基準、契約書等についての説明 (40名3694人)									
	5 施設別に借料算定価格の算定									
	6 施設別にグループを編成し、その代表と提供についての話し合い									
	7 提供に志しない者に対する個別折衝									
	8 賃借契約予約依頼書の作成及び予約の取付け									
	9 提供に志しない者に対する特定使用権取得のための準備									
	10 個別説明書及び契約書の作成									

(概算算出)

3

46.7/10



沖縄復帰までの間の事務処理計画

昭和56年 概算 400万
昭和57年 概算 180万

{ }書は本庁においで処理する

事項	処理事務	昭和46年						昭和47年			所要人員		業務量等	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8月~11月	12月~3月		
沖縄事務局 施設企画課	1 施設及び区域に関する基礎資料の収集													
	2 47年度沖縄関係概算要求のための調査及び資料の収集作成													
提供管理 (含連調)	1 施設及び区域の決定 (1) 施設及び区域として提供すべき道路、水道、電力施設決定のための関係機関との調整													
	(2) 同上決定のための対米調整及び現地照合													
	(3) 同上決定のための図面等による記録の作成													
	(4) 防衛庁、運輸省等が使用する施設及び区域の範囲について関係機関との調整													
	(5) 同上範囲について対米調整及び現地照合													
	(6) 同上範囲について図面等による記録作成													
	(7) 路線権により提供する施設及び区域について関係機関との調整													

北の川
5/22/70

事項	処理事務	昭和46年						昭和47年			作業員 8月 11月 12月 1月 2月 3月	業務量等		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
	(1) 同上について対米調整及び現 地照合													
	(2) 同上についての図面等による記録の作成 又、復歸の一部返還となる用地の現地確認 (合同委員会の合意、閣議決定 のための準備)										2/9	2/9	(1) 米軍88施設 約837ha (推算) (2) 自衛隊施設52所返還施設 11所 約26ha (推算) (3) 道路(施設内において返還 される部分) 約85ha (推定)	
	3 提供施設及び区域の境界の確 認のための日米共同調													
	4 使用条件の決定												(1) 88施設(飛行場4射撃場 7訓練場14その他63)	
	(1) 米軍の使用実態調査										4/4	4/4	(2) 39市町村 24地主会 1徳会	
	(2) 地元の意向聴取													(3) 米軍陸海空海兵
	(3) 米軍との調整													
	5 国有財産についての使用承認の取付										4/4	4/4	88施設	
	(1) 国有財産の調査													
	(2) (関係機関との調整)及び使用 承認の取付準備													
	6 財産受渡しの準備													

事項	処理事務	昭和46年						昭和47年			所要人員 8A 12A ~11A 3A	業務量等
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	7 使用許可のための準備										4人 4人	黙認耕作心公作 運柱井 200件 公社関係 90件 知他 80件
	(1) 実態調査											
	(2) 対米調整											
	(3) 使用許可準備											
	8 米軍による一時使用許可地(いわゆる黙認耕作地)侵害物件等の実態調査及び対策調整											
	9 調整交付金交付のための米軍資産価格等調査										7人 7人	約 16,000 棟 (推定) (4.1)
	水 域 (含連調)										3人 3人	0165 水域 (千湯江 沖合江) (推定) (2) 1 組合 江連合会
	〔合同委員会の合意 閣議決定〕 ための資料整備											
	2 漁船の操業制限及び漁業権行使制限											
	(1) 琉球政府及び(関係省庁)に対する説明及び協力依頼											琉球政府
	(2) 漁連に対する説明及び協力依頼											連合会

4

事項	処理事務	昭和46年						昭和47年			所要人員		業務量等	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11月	12月		
	① 関係市町村に対する説明及び了解取付													4市町村
	② 各漁業組合に対する説明及び了解取付													31組合
	③ 漁業者に対する説明及び同意取付													
	④ 漁業組合、漁業者等に対する補償関係要保存資料及び補償要領等の説明、指導													31組合
	4 各組合について業態別、階層別の操業範囲、経営費、漁獲量、操業実績等の調査													① 31組合 ② 3業態 ③ 3階層
	5 漁業組合単位の補償見込額の算定													
借料	1 施設別、市町村別、所有者別に地番、地目、数量等の調査及び整理													① 84施設(長官地所在施設) ② 3市町村 ③ 42,082契約の件数と約3,000㎡に整理
	道路、水気等を台帳から取り除く等の整理													④ 道路の区画部分 2,250カ所(推定)
														⑤ 地目(宅地、田畑、山林、農地、その他)

事項	処理事務	昭和46年						昭和47年			所要人員 8月 12月 1月 3月	業務量等		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
2	売買実例、賃借実例、農林業収益 附近の開発状況等評価資料の 収集													(1)宅地調査 88施設×70標尺=880尺 (2)農地・山林調査 29市町村 (3)農林業収益
3	施設別、部落別に借料予定価 格の算定													(1)2ルーフ・100人として約320 2ルーフ (2)6地目(宅地・田畑・山林・原野その他)
4	琉球政府、市町村、地主連合会等 に対する協力要請													(1)29市町村 (2)琉球政府 (3)1連合会
5	土地所有者に対する借料算定 基準、契約書等についての説明													
6	施設別、部落別に2ルーフを 編成させ、その代表と提供につ て打衝													約3202ルーフの代表者
7	提供に応じない者に対する個別 打衝													約6600人 (50%と推定)
8	提供に応じない者に対する暫 定使用権取得のための準備													約3000人 (推定)

事項	処理事務	昭和46年						昭和47年			所要人員		業務量等	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12月	3月		
	9. 借借契約予約依頼書の作成及び予約の取付													約30,000人 (80%と推定)
	10. 個人別支払明細書の作成及び契約書の作成													約32,000人
労務提供	1. 労働条件給与制度、健康保険等諸制度に於ける対策推進(金庫労との平交送を含む)													
	2. 労務管理体制の整備(庁舎の整備及び要員確保)											>9人	>9人	
	3. 労務管理職員養成のための研修(教材作成、本土研修、現地研修)													
	4. 切替事務の指導及び実施													
建設工事	1. 自衛隊使用予定施設の工事のための調査企画、設計等													
	2. 自衛隊使用予定施設の工事の実施													陸上45,400人増 海上1,500人増 航空202,000人増

事項	処理事務	昭和46年						昭和47年			所要人員		業務量等		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8月 11月	12月 3月			
周辺対策 (防犯道路)	1. 関係市町村に対する防衛施設調整 辦法の趣旨説明														
住宅防音 集団移転)	2. 各補助事業等に係る申請及び設 計、概算等についての指導 3. 陳情の受理及び陳情事業につ いての調査等												10人	10人	
総務会計													15人	40人	
所長、次長 課長 庶務 担当 一般職員													注1 8人	注2 18人	
計													144人	338人	

注1 次長1人 施設企画課、連絡調整課、施設管理課、用地課の課長4人 施設企画課を除く1課につき庶務担当一般職員1人
2人計8人

注2 所長1人 次長2人 総務課、連絡調整課、施設管理課、水域課、用地第一課、用地第二課、用地第三課の課長
8人、総務課を除く1課につき庶務担当一般職員1人で2人計18人

207.154.2 総務係

Unofficial.
(DRAFT)

極 秘
無 期 限
7 部の内
号

Work Schedule for Provision of Facilities and Areas

July 16, 1971

SUBJECT	ACTION	1971						1972		
		JULY	AUG.	SEP.	OCT.	NOV.	DEC.	JAN.	FEB.	MAR.
FACILITIES and AREAS	1. Determination of Facilities and Areas									
	a. Coordination within the ministries and agencies concerned on roads, water system and electric power system									
	b. Coordination with U.S. and on the spot survey									
	c. Documentation and map drawing									
	d. Coordination within the ministries and agencies concerned on the installations and sites to be used by the Defense Agency, the Ministry of Transport, etc.									

The schedules are tentative and subject to change.

ITEM	PROCEDURE	1971						1972		
		JULY	AUG.	SEP.	OCT.	NOV.	DEC.	JAN.	FEB.	MAR.
	7. Negotiation on individual basis with those land owners who do not agree to the conclusion of the contract									
	8. Making the form of "Request for Promise of Lease" and obtaining land owner's promise for lease									
	9. Preparation for authorizing GOJ to exercise the right to provisional use of lands the owners of which do not agree to the conclusion of contract									
	10. "Individual Rental Payment Form" and "Lease Form"									

temporary continuation

11

46. 7116



31km POL

1079-71V → 年間の区間は格別を争たが

7/29

防衛施設庁 2号
防衛施設庁 90

CGG

事 項	意 見
1. 施設及び区域の範囲について	
ア 復帰時までの一部区域の返還	提供する施設及び区域の範囲の決定は、提供業務の準備を進める上の大前提となるものであり、かつ
イ C表による一部返還区域の確認	その調整には相当長期間を要するものと思われる
ロ 返還区域の再調整 (確認)	ので、米側内の調査と並行して左記事項につきた
イ 返還協定第6条による引継財産と提供する施設	たど日米間の調整を開始し、現地確認を行なって
及び区域との関係の調整	可及的すみやかに結論を出す必要がある。
ロ 引継財産及びその敷地と提供する施設及び	
区域との区分の調整、確認	
ハ 施設及び区域に残る引継財産の提供上の	
取扱いについての調整	
道路	
ニ 路線権として提供する区域の調整、確認	
イ 2-4-6による提供区域の調整、確認	
2. 使用(提供)条件について	
ア 飛行場、射撃場、訓練場等の使用条件につ	使用条件については、地元民との利害関係が深い
いて調整 (通信施設、港湾施設)	ので、契約交渉を行なうに重要な要素となる。従っ
イ 2-4-6による施設区域の使用条件について調整	て、これについても出来る限り、すみやかに日米間の
ロ 2-4-aによる共同使用区域の調整、確認及びその条	調整を行ない、意思統一を行なう必要がある。

件についての調整	
3 侵害物件について 実態調整及び取扱いについて調整	侵害物件は、復帰前に米側の責任において処理してもらったが、復帰後又4-aにより使用を許可するものについて調整を行なった。
4 国所有、公民有及び米国の各財産の調査	細部事項又は現地照合等の関係で今後とも米側の協力を得た。
5 水域の範囲及び使用条件について 範囲の調整、確認及び使用条件の調整	使用水域の範囲については、米調整であり、その範囲及び使用条件の決定は、提供業務の準備をすすめる上の大前提となるものであり、かつ、その調整には長期間を要するものと思われるので、ただちに日米間の調整を開始し、現地確認を行なうと共に、すみやかに結論を出す必要がある。

使用条件について

使用条件を決めるに当たって、日本側としての基本的な考え方は次の通りである。

- (1) 日本本土における同種の施設及び区域について合意されている条件の水準を下回らざること
- (2) 現存 ^(神鏡心) 認められている状況を下回らざること
- (3) 周辺住民の生活条件の保護を主眼とする

なお、本土における使用条件の主要な実例は次の通りである。

- (1) 飛行場、射撃場、爆撃場の運用に当たっては、周辺住民の安全、生活環境の保護の観点から、飛行時間、飛行コース、高度等について使用条件が定められている。
- (2) 訓練場の運用方法（例へば、安全措置、着弾区域、水源保護、使用兵器の立入り許可、演習通報の方法等）について使用条件が定められている。

7109

0
0
0
0

建設省 (8A2014)

施設又ハ区域：復旧前ニ必要ナル業務(業)

46.8.2/CGG

区 分	内 容	備 考
1. 施設又ハ区域の境界		
(1) C表施設の一部返還		
(a) 返還予定地の確認	(1) 小字図、配置図による範囲の確認 (2) 小字図、配置図と現地の照合、現地境界の確認 (3) 必要に応じて仮杭の打設 (4) 境界線、境界杭、仮杭その他の標識の位置を小字図、配置図に記入する。	
(b) 返還予定地内での調整	前項の現地確認の結果、返還予定地の範囲を変更するに相当と認められた場合、又は米の返還予定地以外の区域で、地元の希望する米の用途状況等からみて、返還するに相当と認められた区域の返還に必要調整を行う。	
(2) 協定米に定められた日本側への引渡資産と米側へ提供される施設との関係		
(a) 上記の境界に関する確認又ハ調整	(1) 引渡資産の引渡、了解書A表の施設、区域内にあるものの財産の分界を確定する。 (注) 道路、水道、電力設備、航路標識等がある。 (2) 前項の財産の敷地(標下地を含む)の範囲、境界を確定する。 (小字図又ハ配置図との照合、記録を記す)	

区 分	内 容	備 考
(c) 施設区域内にある引渡資産の 取扱いに関する調整	施設区域内にある引渡資産の取扱いの 取扱いについて調整する。 提供する場合は、共同使用の方法により、 提供しない場合は、財産の管理等に関する使用条件により	
(3) 路線権として提供する設備用地の 確認、範囲調整	了解覚書 A 表注 1 に基づき、路線権用地の境界 を確認する(地形図、小字図との照合、記録を含む) 路線権用地の範囲(中身)は、本土の例と同 現地の状況に基づき調整する。	
(4) 地位指定記録(項)により提供する 施設の確認、調整	(1) 米軍の使用目的、使用状況、現地の状況等を 基に案し、提供範囲を調整する。 (2) 現地において、提供区域の境界を確認する。 (小字図、地形図との照合、記録を含む。)	復帰前に、米軍の使用権(ヤ町村長の 許可)が消滅しているものについては、 米側の責任において、復帰前に 使用権を取得するよう努力すること。
		以上のほか、A 表の施設区域内にある 極車放送(奥間リストセンサー、 牧港播給地)等の USIA (嘉手納内 飛行場)の設備が同地について 範囲、境界も確定し、その取扱いも 調整する必要がある。

有印 27/24
54/44 不詳

区 分	内 容	備 考
2. 使用条件		
(1) 飛行場、爆撃訓練場、演習場等の使用条件に対する調整	(1) 米軍基地の運用実態資料を米側から入手 必要により実態調査 飛行場…飛行コース、飛行時間帯、エンジン テストの位置、時間帯等 訓練場…訓練型態、使用火器、着弾地位置 演習通報の方法、立入許可状況等 爆撃訓練場…飛行コース、飛行時間帯、爆弾の 種類、標的の位置、演習通報 の方法等 その他施設…使用目的、使用状況、立入り及び 使用許可状況等 (2) 周辺住民等に関する実態の調査 ・入念検行の有無及び内容 ・施設区域内の住宅、墓、その他非提供物件の 状況 ・施設区域内の農地、山林等の利用状況 ・施設区域内の道路、水塔等の公衆物の状況 (3) 以上の結果に基づく使用条件の調整 ……	
(2) 地位協定対象区域(b)施設の 使用条件に対する調整	(1) 使用実態の調査 ・市町村等への許可の有無、内容 ・使用目的、使用内容、使用回数	

区 分	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用区域の範囲 ○ 農作的、山林等に対する被害の状況等 ○ それらに対する補償の状況 	
	(2) 復帰後の使用計画の調査	
	(3) 区域内の位置、基、農地、山林、公共施設等の所在状況の調査	
	(4) 以上の結果に基づき使用条件の調整	
(3) 地位協定対象地(2)より共同使用する物件に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> (1) 共同使用の目的、内容、共同使用する (2) 共同使用区域の範囲、面積、所有者 (3) 同上と地主所有者の意向等の調査(配置図への記入も含む)を行ない、その共同使用に伴う施設内への立ち入り等に因る使用条件に関する調整する。 	
○ 侵害物件 と3へは配置図への現地調査 に関する調整	<ul style="list-style-type: none"> (1) 侵害物件の種類、態様 (2) 侵害物件の所有者、又は関係者 (3) 侵害物件の所在地の地番、面積、所有者 (4) 侵害開始の時期 (5) 侵害物件に對し米側の対応措置 (6) 地位協定対象地(2)による共同使用の可否等に関する調査(配置図への記入も含む)を行ない、その取扱いに関する調整する。 	

之	内	備	考
³ 国県有、市町村有及び私有の財産 並に米國所有財産の調査	初めの分額		

5

46.7.19

外務省
提出

沖縄において、現地限りで処理されるべき事項

さる 7月12日 事務処理計画につき打合せた際、沖縄事務局施設企画課長より要望
がなされた事項は、次のとおりであるからよろしく米側と調整の上、すみやかに実現される
よう措置願いたい。

1. 沖縄・北方対策庁沖縄事務局次長以下施設企画課及び用地課取員の米軍基地

への立入りについては、事前に電話等による連絡により立入り出来るよう措置されたい。

2. 米軍基地内の土地、建物、その権利に関する諸資料(図面を含む。)の収集(水域

を含む。)については、外交ルートを経ることなく現地限りで入手しうよう措置されたい。

3. 軍用地境界、水域の範囲の確認のため、沖縄事務局の要請により米軍関係者の現

地立会いを願いたい。

以上。

国会等で問題とされることが予想される事項

事 項	問 題 点	備 考
<p>復帰後地位協定第2条第4項(b)により使用を認めらるる施設の施設関係</p>	<p>1. 安波訓練場等7施設の使用の実態、契約(許可)の方法、使用料等</p>	
	<p>2. 安波訓練場等7施設は、軍用地の意義の範囲に入るのか。(本令20号により使用権を取得した軍用地との関連において。)</p>	<p>本令20号以外で米軍が土地等を使用しているものの使用の根拠は不明</p>
	<p>3. 安波訓練場等7施設の提供の必要性(従来の使用実績、自衛隊の使用との関連において。)</p>	
	<p>4. 安波訓練場等7施設は、実質上も形式上も新規提供になるのか。(村長の使用許可期限及び許可の実態との関連において。)</p>	<p>(1) 他の米軍の直接契約は、陸軍の工兵隊が行っているが、一時使用施設は、民政府が許可を受けている。 (2) 安波訓練場等7施設のうち、屋敷訓練場及び浮原島訓練場を除き、昭.46.6.30.で使用許可期限が切れている。 (3) 村長が使用許可する権限をもつ根拠が不明(地主と村長との関係。)</p>
	<p>5. 安波訓練場等7施設を提供する場合、地主が契約に同意しない場合の措置(暫定措置法及び特措法の適用との関連において。)</p>	

事項	問題点	備考
娯楽施設の提供関係	1. 通常の娯楽施設と地位協定上認められる福利厚生施設の相違点及び両者の範囲	
	2. ハーバービュークラブ等の娯楽専用施設の使用状況、運営実態等の詳細	これが福利厚生施設である理由
	3. 娯楽専用施設用地の使用権の取得について、地主が契約に応じない場合の措置（暫定措置法及び持措法の適用との関連において）	昭28.6.の東宝劇場緊急使用事件判決及び昭29.1.の東宝劇場使用事件判決との関係
	4. 娯楽専用施設以外の施設区域のうち、ゴルフ場等の娯楽施設の設置、使用状況等の実態	
施設区域の範囲の決定関係	1. 了解覚書C表の面積と返還又は返還予告面積とが相違している理由	土地の面積が確定されていないことが原因ではないか。
	2. 提供面積のとりえ方	
	3. 施設区域の範囲の確定方法	
	4. 提供する土地を賃借又は法律による使用権の取得の場合の土地の特定の方法（実測か公簿公図か）	(1) 軍用地内の土地について実測する用意があるか。

事項	問題点	備考
		(2) 実測する場合、所有者等の関係者を軍用地内に立入らせる用意があるか。
		(3) 実測しない場合、公簿公図で土地の特定ができるか。
		(4) 公簿公図と現地が一致しない場合の措置
	5. 施設区域の範囲を確定する場合の所有区分別並びに非細分土地の整理の方法(公簿公図による場合及び実測する場合について)	
	6. 復帰後における軍用地内の土地調査の計画	
水域関係	1. 米軍に提供する水域の範囲の決定方法、基準	
	2. 沖縄の地域用途に抵触する米軍の水域使用の復帰後における調整の方法	(1) 中城湾、金武湾における地元要望との関連 (2) 那覇港返還要望との関連 (3) 港湾の管理権の関係 (4) ホロポイント、シヤル射場の制限水域の範囲縮小、使用減少の問題

事 項	内 題 点	備 考
	3. 在沖米軍の公海上の演習水域の復帰後における整理の方法	
	4. 公海上に演習水域を設ける法的根拠	
	5. 現在の沖縄米軍の水域使用の根拠及び手続	
	6. 現在の在沖米軍による干渉区域の使用状況等の実態及び復帰後における干渉区域の取扱いの方法	陸上施設区域として処理するのか制限水域として処理するのか
	7. 漁業権設定手続の遅延と制限水域の設定との関係における補償の取扱い	制限水域の設定が先で漁業権設定がこれより後れた場合の補償問題
その他	1. 黄尾嶼 赤尾嶼 射爆撃場の使用実績及び今後の使用計画(防空識別圏及び防衛境界との関連において)	(1) 同射爆撃場の目録はあるか (2) 制限水域の設定を行っているのか
	2. 了解覚書A表に記載された施設のほかに、復帰後米軍に提供する予定のものがあるか(伊波城観光ホテルの旧施設が、かけ込み提供施設となるおそれはないか)	本上に、ホテルの旧ものを施設区域として提供している例はあるか。

事 項	問 題 点	備 考
	3. 了解覚書 A 表及び C 表の施設の分類整理の方法 及び意義	
	4. 了解覚書 A 表中の不用不急の施設、遊休施設に ついての日米合同委員会における再調整	
	5. いわゆる黙認耕作地の利用形態別の面積及び利用 状況	
	6. いわゆる黙認耕作を復帰後も認める場合の地位協 定上の取扱い及び国有財産法上の取扱い。	
	7. 国有の財産を米軍に提供する場合の総理大臣から 関係行政機関の長、関係都道府県知事及び市町村長 並びに学識経験者に対して行おう意見の聴取の時 期、方法及びその意見の取扱い。	
	8. 土地使用に関する権原の払い戻しについての提供の 合意の可否(了解覚書の性格との関連において。)	
	9. いわゆる対米請求権のうち、米側で処理することとな りかつたもの及び米側が適正な処理を行わなかつた ものについての救済の方法。	